平成２８年第５回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

１　開催日時　　平成２８年４月２１日（木）午後３時００分から午後３時５０分
２　開催場所　　栄町役場庁舎５階第２会議室
３　出席委員（８名）

会　　長	８番	大野　久男
会長職務代理者	７番	宮本　敏郎
委　　員	１番	鈴木　薫
	２番	小川　英夫
	３番	芝野　茂
	４番	長谷川　貴子
	５番	竹本　英二
	６番	朝倉　友子

４　欠席委員（なし）

５　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　会議書記の指名
　第３　議事
　　議案第１号　農地利用最適化推進委員の委嘱について
　　議案第２号　農地利用最適化推進委員の委嘱について
　　議案第３号　農地利用最適化推進委員の委嘱について
　　議案第４号　農地利用最適化推進委員の委嘱について
　　議案第５号　農地利用最適化推進委員の委嘱について
　　議案第６号　農地利用最適化推進委員の委嘱について
　　議案第７号　農地利用最適化推進委員の委嘱について
　　議案第８号　農地利用最適化推進委員の委嘱について
　　議案第９号　農地利用最適化推進委員の委嘱について
　　議案第１０号　農地利用最適化推進委員の委嘱について
　　議案第１１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第１２号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
　　議案第１３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
　　そ　の　他

６　出席職員
　農業委員会事務局局長　湯原　国夫
　農業委員会事務局次長　小川　和弘
　農業委員会事務局主査　中村　誠

◎開会　　午後３時００分開会

○事務局長（湯原国夫）　はじめさせていただきます。起立、礼、着席願います。

○議長（大野久男）　始める前に、携帯電話を切るかマナーモードでお願いします。また個人情報がありますので気を付けてください。ただ今より、平成２８年第５回栄町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員８名全員出席ですので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）　議事日程第１の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）　それでは、３番　芝野　茂委員、４番　長谷川　貴子委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）　議事日程第２の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と中村氏を指名します。

○議長（大野久男）　それでは、議事に入ります。

議案第１号　農地利用最適化推進委員の委嘱について、から議案第１０号農地利用最適化推進委員の委嘱について、までを一括議題とし事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯原国夫）　それでは、議案第１号から議案第１０号までを一括で説明させていただきます。

農業委員会等に関する法律第１７条第１項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされております。また、栄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第３条の規定により推進委員の定数は１０人とするとされております。

議案第１号から１０号までは、今回、各地区から推薦のありました１０名の推進委員候補者について、ご審議いただくものです。

各議案の説明は、住所、氏名、生年月日、担当地区とします。

議案第１号　安食　川嶋清一氏　昭和２４年１０月２日生　安食一区
議案第２号　安食　寺川勉氏　昭和２８年１月１５日生　安食二区、三区安食卜杭新田
議案第３号　須賀　諸岡利雄氏　昭和２７年１０月１７日生　須賀
議案第４号　北辺田　木崎功氏　昭和２３年１０月２７日生　北辺田、矢口
議案第５号　興津　野平敬二氏　昭和２３年１１月７日生　興津、麻生
議案第６号　龍角寺　渡邉康氏　昭和２６年１月２８日生　龍角寺、酒直の南部地区
議案第７号　酒直　浅倉忠邦氏　昭和４７年８月１日生　酒直・南部地区除く
議案第８号　西　岡田一夫氏　昭和２９年９月２８日生　西、布太、三和、南
議案第９号　請方　鈴木利通氏　昭和２７年８月２６日生　中谷、北、曽根、請方
議案第１０号　押付　鈴木博氏　昭和２６年３月１３日生　布鎌酒直、四ツ谷、和田、脇川、四箇、長門谷、大森、押付、生板鍋子新田、龍ヶ崎町歩
以上で、議案第１号から１０号までの説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（発言なし）

無いようですので、質疑を打ち切りこれより採決します。採決は、議案第１号　農地利用最適化推進委員の委嘱について、から議案第１０号　農地利用最適化推進委員の委嘱について、までを一括で採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。
よって議案第１号から議案第１０号については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）次に、議案第１１号　農地法第３条の規定による許可申請について、を議題とします。整理番号１から整理番号３については、借受人が同一人のため、一括して事務局の説明を求めます。
なお、この議題については、芝野委員に関係する議案ですので、農業委員

会等に関する法律第３１条議事参与の制限により退席をお願いいたします。

（芝野委員退席）

今回は、委員の担当地区と現地調査班を決めておりませんので、代わって事務局から合わせて説明を求めます。

○事務局長（湯原国夫）　それでは、議案第１１号　農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１から整理番号３につきましては借受人が同一人ですので一括してご説明いたします。位置は参考資料の１と２になります。

整理番号１　権利は賃貸借、農地の所在は安食字糖谷、地目は現況公簿とも田、農振区分は農用地内、面積は１，０７８㎡、１筆で、貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。申請事由は貸付人が兼業化に伴う規模縮小、借受人は規模拡大です。

整理番号２　権利は賃貸借、農地の所在は安食字糖谷、地目は現況公簿とも田、農振区分は農用地内、面積は１，６３８㎡、１筆で、貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。申請事由は貸付人が兼業化に伴う規模縮小、借受人は規模拡大です。

整理番号３　権利は賃貸借、農地の所在は安食字十五町歩、地目は現況公簿とも田、農振区分は農用地内、１９５㎡ほか５筆で、面積は３，８４８㎡、貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。申請事由は貸付人が兼業化に伴う規模縮小、借受人は規模拡大です。

本件は農地の賃貸借権の設定を目的として、農地法第３条の許可を申請したものです。それでは農地法第３条第２項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。

なお、農地法の一部改正により今年度より、農業生産法人という名称が農地所有適格化法人へと変更になりましたので、これからの審査基準等につきましては農地所有適格化法人という名称で説明させていただきます。

権利を取得しようとする者の耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から見て「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」という同項第１号の全部効率要件及び「必要な農作業に常時従事すると認められないこと」という同項第４号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

次に借受人は法人ではなく個人の申請なので、農地所有適格化法人以外の法人の権利取得を制限する同項第２号及び第３号には該当しません。

次に同項第５号の耕作面積制限ですが、現在借受人の耕作面積は５０アールを超えておりますので問題ありません。

次に申請地は貸付け人の自作地なので、所有権以外の権原に基づいて耕作の事業を行う者がその土地を貸し付け、または質入れしようとする場合には該当しません。

最後に「農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」という同項第７号の地域調和要件ですが、申請地及び周辺は水田地帯であり、借受人は許可後水稲を作付けする計画なので問題ないと思われます。

なお、事務局での現地確認の結果、全議案の農地について問題ないと思われますのであらかじめご報告させていただきます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（発言なし）

○議長（大野久男）　発言がないようなので以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第１１号整理番号１を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１１号整理番号１については許可することに決定しました。

次に、議案第１１号整理番号２を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１１号整理番号２については許可することに決定しました。

次に、議案第１１号整理番号３を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１１号整理番号３については許可することに決定しました。

芝野委員に関係する議題が終了しましたので、芝野委員に着席していただきます。

（芝野委員着席）

○議長（大野久男）　次に、議案第１１号整理番号４について、事務局の説明を求め

ます。

○事務局長（湯原国夫）　それでは、整理番号４についてご説明いたします。

位置は参考資料３になりますのでご参照ください。

整理番号４　権利は所有権移転、農地の所在は矢口字竹岸、地目は現況が畑、公簿が田、面積は１４６㎡、１筆で、譲渡人、譲受人、経営面積につきましては記載のとおりです。申請事由は譲渡人が規模縮小、譲受人は規模拡大、隣地取得により作業の効率化を図るでございます。

本件につきましては、農地の所有権移転を目的として、農地法第３条の許可を申請したものです。それでは農地法第３条第２項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。

権利を取得しようとする者の耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から見て「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」という同項第１号の全部効率要件及び、「必要な農作業に常時従事すると認められないこと」という同項第４号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

次に譲受人は法人ではなく個人の申請なので、農地所有適格化法人以外の法人の権利取得を制限する同項第２号及び第３号には該当しません。

次に同項第５号の耕作面積制限ですが、現在譲受人の耕作面積は５０アールを超えておりますので問題ありません。

次に申請地は譲渡人の自作地なので、所有権以外の権原に基づいて耕作の事業を行う者がその土地を貸し付け、または質入れしようとする場合には該当しません。

最後に「農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」という同項第７号の地域調和要件ですが、譲受人は許可後、ジャガイモとサツマイモを作付けする計画であり、隣接する土地も譲受人の所有地であるため問題ないと思われます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（発言なし）

○議長（大野久男）　発言がないようなので以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第１１号整理番号４を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１１号整理番号４については許可することに決定しました。

次に、整理番号５について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯原国夫）　それでは、整理番号５についてご説明いたします。

位置は参考資料４になりますのでご参照ください。

整理番号５、農地の所在は請方字下請方、地目は現況、公簿とも田、農用地内で面積は３，０１０㎡ほか４筆、合計５筆１５，００８㎡です。賃貸人、賃借人、経営面積はつきましては記載のとおりです。申請事由につきましては、貸付人が規模縮小、借受人が規模拡大でございます。

本件は農地の賃貸借権の設定を目的として、農地法第３条の許可を申請したものです。借受人は平成２６年に設立され、これまでも規模拡大を図ってきた農地所有適格化法人であります。

次に農地法第３条第２項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。権利を取得しようとする者の耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から見て、「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」という同項第１号の全部効率要件及び、「必要な農作業に常時従事すると認められないこと」という同項第４号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

次に借受人は農地所有適格化法人としての要件を備えている法人なので、農地所有適格化法人以外の法人の権利取得を制限する同項第２号及び第３号には該当いたしません。

次に同項第５号の耕作面積制限ですが、借受人の耕作面積は５０アール以上であり問題ありません。

次に申請地は貸付人の自作地なので、所有権以外の権原に基づいて耕作の事業を行う者がその土地を貸し付け、または質入れしようとする場合という同項第６号の規定には該当いたしません。

最後に「農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」という同項第７号の地域調和要件ですが、申請地とその周辺は水田地帯であり、借受人は許可後、黒大豆を作付けする計画であり問題はないと思われます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（発言なし）

○議長（大野久男）　発言がないようなので以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第１１号整理番号５を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求

めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１１号整理番号５については許可することに決定しました。

次に、整理番号６及び整理番号７については借受人が同一人のため、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯原国夫）　それでは、整理番号６及び７については、借受人が同一人のため一括してご説明いたします。位置につきましては参考資料５になりますので参照してください。

整理番号６、農地の所在は北辺田字水神前、地目は現況、公簿とも田、農用地内で面積は６１１㎡ほか１筆、合計２筆７１６㎡です。賃貸人、賃借人、経営面積はつきましては記載のとおりです。申請事由につきましては、貸付人が離農、借受人が新規就農・規模拡大でございます。

次に整理番号７、農地の所在は北辺田字古新田、地目は現況、公簿とも田、農用地内で面積は３，０００㎡ほか７筆、合計８筆２０，３５３㎡です。賃貸人、賃借人、経営面積はつきましては記載のとおりです。申請事由につきましては、貸付人が離農、借受人が新規就農・規模拡大でございます。

本件は農地の賃貸借権の設定を目的として、農地法第３条の許可を申請したものです。借受人につきましては、３月の農業委員会でも、賃貸借の許可をいたしました新規就農者であり規模拡大を図るものです。それでは農地法第３条第２項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。権利を取得しようとする者の耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から見て「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」という同項第１号の全部効率要件及び、「必要な農作業に常時従事すると認められないこと」という同項第４号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。次に借受人は法人ではなく個人の申請なので、農地所有適格化法人以外の法人の権利取得を制限する同項第２号及び第３号には該当しません。次に同項第５号の耕作面積制限ですが、現在借受人の耕作面積は５０アールを超えておりますので問題ありません。次に申請地は貸付け人の自作地なので、所有権以外の権原に基づいて耕作の事業を行う者がその土地を貸し付け、または質入れしようとする場合には該当しません。最後に「農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」という同項第７号の地域調和要件ですが、申請地とその周辺は水田地帯であり、譲渡人は許可後引き続き水稲を作付けする計画なので問題ないと思われます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（発言なし）

○議長（大野久男）　発言がないようなので以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第１１号整理番号６を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。
よって議案第１１号整理番号６については許可することに決定しました。続いて、議案第１１号整理番号７を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。
よって議案第１１号整理番号７については許可することに決定しました。
次に議案第１２号農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。整理番号１について事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯原国夫）　それでは、議案第１２号農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について、整理番号１についてご説明いたします。位置につきましては、参考資料６を参照してください。
農地の所在は安食ト杭新田字立嶋、地目は現況、公簿とも畑、面積が１，７６９㎡、１筆です。譲渡人、譲受人、形態、用途等はつきましては記載のとおりです。申請事由につきましては、太陽光発電システム設置となります。
本件は農地の転用を伴う所有権移転を目的として、農地法第５条の許可を申請したものです。それでは農地法第５条第２項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご報告いたします。まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地区域内農地ではありません。現地は市街化区域に隣接した農地ですが、市街地化の傾向が著しい区域とは言えず、第３種農地には該当いたしません。結果として宅地化の割合が４０％を超えている区域として第２種農地であると判断いたします。第２種農地の場合、同項第２号の規定により申請地に代えて他の土地を供することで事業の目的を達成できる時は許可しないとされていますが、今回の計画はある程度まとまった面積が必要な太陽光発電事業であり、他に代替できる土地が無いということなので問題ないと考えます。次に、転用を行うために必要な資金力や信用

あると認められない行為の妨げになる権利を持つ者の同意を得ていないなど事業の実現性が確実と認められない場合という同項第３号については、申請書に添付されている資金計画、残高証明書等から問題はないと思われます。次に、転用により土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、その他周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合という同項第４号の規定ですが、申請地は周辺の道路や土地と同じ高さであり、埋め立ても必要ないこと、地面は舗装せず雨水排水は敷地内に浸透させる計画であることから土砂の流出等はないと思われます。次に、今回の申請は太陽光発電パネルを長期にわたって設置する計画であることから一時的な仮設工作物を設置する目的で所有権を取得しようとする場合という同項第５号には該当しません。また一時的に農地を使用するという申請ではないので一時転用後の農地の復元が確実と認められない場合という同項第６号には該当いたしません。最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第７号には該当いたしません。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい、芝野委員。

○委員（芝野茂）　昨年もあったんですが、太陽光発電で、前新田でクレームがありましたが、本件は大丈夫ですか？

○事務局員（中村誠）　周辺は家もなく、隣接地権者から同意はとってありますので、大丈夫と思われます。

○議長（大野久男）　他にございませんか。ないようなので以上で質疑を打ち切り採決します。議案第１２号整理番号１を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１２号整理番号１については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（大野久男）次に、議案第１３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題とします。整理番号１について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯原国夫）　それでは、議案第１３号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、整理番号１についてご説明いたします。位置につきましては、参考資料７を参照してください。

農地の所在は、曽根字曽根、地目は現況、公募とも田、農用地内で面積は２，１８４㎡ほか２筆、合計３筆４，０２５㎡になります。貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。１０アールあたりの賃借料はコシヒカリ９０キログラム、期間は平成２８年５月１日から平成３８年４月３０日までです。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りを目的として申請のあったものでございます。借受人は稲作のほか、黒大豆やトマトを経営に加えるなど規模拡大を図り、効率的・安定的な農業経営を目指す専業農家であり、町の認定農業者にも登録されるなど地域の担い手農家でもあることから、今回の利用集積計画は、町で定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合すると思われます。また、借受人の耕作状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定する農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることという全部効率要件及び、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、という農作業常時従事要件は満たしていると思われます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）　これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（発言なし）

○議長（大野久男）　発言がないようなので以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第１３号整理番号１を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１３号整理番号１については原案のとおり承認されました。

次に整理番号２から整理番号８については、借受人が同一人のため、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯原国夫）　それでは、議案第１３号整理番号２から整理番号８について、借受人が同一人ということで一括してご説明いたします。位置につきましては、参考資料８で、今回の申請地を黄色、既に使用貸借している土地をピンクで表示しておりますのでご参照ください。

整理番号２、農地の所在が興津字中道、地目が現況、公簿とも畑、農用地内で面積が３５７㎡、ほか１２筆、合計３，５５２㎡になります。貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。期間は平成２８年５月１日から平成３８年４月３０日までです。

続いて整理番号３、農地の所在が興津字水海道、地目が現況、公簿とも畑、面積が１２８㎡、１筆になります。貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。期間は平成２８年５月１日から平成３８年４月３０日までです。

続いて整理番号４、農地の所在が興津字中道、地目が現況、公簿とも畑、農用地内で面積が４６９㎡、ほか６筆、合計２，５６０㎡になります。貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。期間は平成２８年５月１日から平成３８年４月３０日までです。

次のページ、整理番号５、農地の所在が興津字水海道、地目は現況が畑、公簿が田、農用地内で面積が１２８㎡、ほか２筆、合計５５３㎡になります。貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。期間は平成２８年５月１日から平成３８年４月３０日までです。

続いて整理番号６、農地の所在が興津字水海道、地目が現況、公簿とも畑、面積が５９㎡、ほか３筆、合計１，２２１㎡になります。貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。期間は平成２８年５月１日から平成３８年４月３０日までです。

次のページ、整理番号７、農地の所在が興津字中道、地目が現況、公簿とも畑、農用地内で面積が７６６㎡、ほか４筆、合計１，７７９㎡になります。貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。期間は平成２８年５月１日から平成３８年４月３０日までです。

最後に、整理番号８、農地の所在が興津字上原、地目が現況、公簿とも畑、農用地内で面積が４０９㎡、ほか２筆、合計１，１４６㎡になります。貸付人、借受人、経営面積等につきましては記載のとおりです。期間は平成２８年５月１日から平成３８年４月３０日までです。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りを目的として申請のあったものです。借受人は、平成２６年から興津地区で遊休農地を借り受け、農業経営をしている農地所有適格化法人で、ブルーベリー栽培を行っております。昨年借りた農地へのブルーベリー作付けが終わったことから、更に農地を借入れ、規模拡大を目指すものであります。ブルーベリー栽培は生産が軌道に乗るまで時間がかかり経営が安定しないこと、これらの農地がこれまで有効に活用されておらず、いわゆる遊休農地であったことなどを考慮し、今回の契約は小作料を設定しない使用貸借権の設定という形を取っております。またこの法人は、町の認定農業者に登録されており、今後も規模拡大を目指す意欲もあることから、今回の利用集積計画は町で定める農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に適合すると思われます。また、同法人の営農状況、農機具の所有状況、農作業に従事す

る者の数等から見て、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定する農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることという全部効率要件及び、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることという農作業常時従事要件は問題ないと思われます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）　これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
はい、朝倉委員。

○６番（朝倉友子）　今まで借りているピンク色のところは、土地がまとまっていて、ブルーベリーの栽培には適していると思いますが、今回の黄色のところは点在しているんですが、ブルーベリーの栽培なんでしょうか。

○事務局長（湯原国夫）　ピンクのところも黄色のところも全てブルーベリー栽培の計画で提出されています。

○６番（朝倉友子）　かなりの広い範囲ですが、私も１反歩ほどブルーベリーの栽培を行っていますが、収穫にはかなりの労力が必要と思うんです。これだけの面積をきちんとできるのか心配なんですが。

○事務局長（湯原国夫）　法人としては、将来は全体を借受けたいと考えているようですが、現在は作付けしている人もいることから、借りられるところから点在した形となっています。この法人は既に成田市でもブルーベリーを栽培し収穫していることから、人員的なところやノウハウは大丈夫と思われます。

○２番（小川英夫）　田や普通畑は一般的に貸借期間が１０年ですが、果樹で１０年ということが引っかかるんですが。

○事務局長（湯原国夫）　これまでも１０年という期間設定で行っていますが、ブルーベリー栽培は、３年は収穫できないということで、栽培が軌道に乗れば更新はしていくと思います。

○事務局員（中村誠）　今は、使用貸借で行っておりますが、事業が軌道に乗れば賃貸借で行う考えでいるようです。

○議長（大野久男）　以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第１３号整理番号２を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１３号整理番号２については原案のとおり承認されました。

次に議案第１３号整理番号３を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１３号整理番号３については原案のとおり承認されました。

次に議案第１３号整理番号４を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１３号整理番号４については原案のとおり承認されました。

次に議案第１３号整理番号５を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１３号整理番号５については原案のとおり承認されました。

次に議案第１３号整理番号６を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１３号整理番号６については原案のとおり承認されました。

次に議案第１３号整理番号７を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１３号整理番号７については原案のとおり承認されました。

次に議案第１３号整理番号８を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）　挙手全員。

よって議案第１３号整理番号８については原案のとおり承認されました。

◎閉会

○議長（大野久男）　以上で本日の議事はすべて終了しました。

この際、その他の件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（発言なし）

○議長（大野久男）よろしいですか、それでは以上を持ちまして平成２８年第５回総会を閉会します。

午後３時５０分閉会